

## **[事案 30-19] 契約解除無効請求**

・平成 30 年 10 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に病気について伝えていたこと等を理由に、告知義務違反による契約解除の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 29 年 6 月に検査入院をしたため、同年 3 月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1)告知の際には、募集人にお薬手帳や病院の診察券等を見せて、過去の受診の経緯や今後検査入院をすることについて伝えた。
- (2)告知の際に、募集人は、交通事故による受傷は関係ないと言ったので、検査入院の原因となった本疾病については告知しなかった。また、契約時は、本疾病名を記憶していなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日の数か月前まで本疾病により通院していたが、このことについて告知しなかったため、告知義務違反がある。
- (2)募集人は、お薬手帳等を提示されていないし、本疾病の話聞いてもいない。また、申立人が高血圧症等については正しく告知していることから、募集人は正しく告知するよう促したと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があり、また本疾病は交通事故が原因ではないことなどから募集人の言動に関する申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。